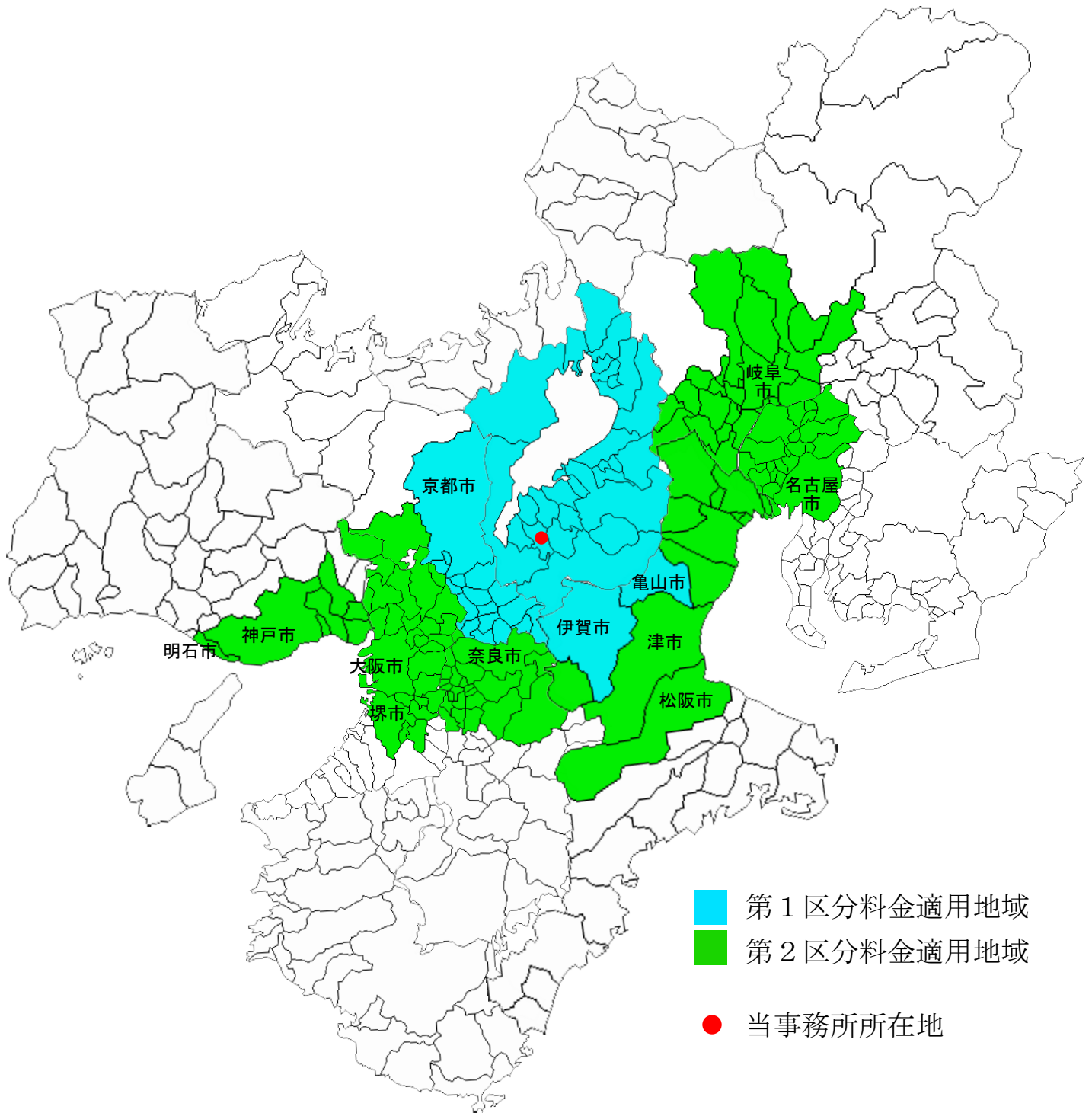


会社設立支援地域 区分表



- ・ 法人設立の手続きは法人の所在地を管轄する官庁で行う必要がありますので、料金適用は法人の所在地を基準に区分します。事前の打ち合わせ等を行う現在の事務所等の所在地と、設立する法人の所在地が大きく異なる場合はご相談ください。
- ・ 区分料金適用地域外では第1区分料金に当事務所所定の日当と交通費・宿泊費が加算されます。